

広島県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年四月六日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	尾道市美ノ郷町三成字宮山二〇六九一番六地先から尾道市美ノ郷町三成字宮山二〇六九一番一地先まで	令和五年三月二十三日